平成３０年（フ）第９３号
盛岡市上田４丁目14番19―107号
債務者　千葉　　貢
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１０号
新潟県上越市新光町２丁目８番38号　まうゆ101号室、住民票上の住所新潟県上越市北本町４丁目３番14号
債務者　川島　輝美
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第４１６７号
大阪市大正区泉尾５丁目９番30号
債務者　佐藤　行男
法定代理人成年後見人　信夫　幸子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３１４号
大阪府八尾市久宝寺２丁目１番２―805号、前住所大阪府八尾市光南町１丁目６番15―0110号
債務者　斎藤　雅郁
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６７３号
大阪市中央区玉造１丁目６番26号ハイムさかい202、前住所京都市中京区西ノ京小堀池町19番地３ニッセイコーポラス301
債務者　大塚ちひろ
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０１３号
大阪市生野区鶴橋３丁目４番28―703号
債務者　又吉　盛正
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０６５号
大阪府摂津市学園町１丁目２番38―504号
債務者　佐々木　努
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０６６号
大阪府摂津市学園町１丁目２番38―504号
債務者　佐々木貴香
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２０８号
大阪府東大阪市善根寺町２丁目５番30―205号
債務者　谷口　裕子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２５７号
大阪府茨木市鮎川４丁目11番14号　メゾンエルム　205号
債務者　小野　未来
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２８４号
大阪市都島区大東町２丁目３番10号　千成ハイツＡ棟　103号
債務者　水野　広美（旧姓岩切）
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３５６号
大阪府豊中市螢池北町３丁目13番９―202号
債務者　三宅　康夫
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４２６号
大阪市鶴見区今津南１丁目６番19―403号
債務者　松本　美尽（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５２９号
大阪市都島区都島北通２丁目24番８号ローズマンション北通　10Ａ号、前住所大阪市北区同心２丁目１番13―313号
債務者　木村　正行
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３６号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1678番地11嬉野館第一マンション202
債務者　藤本千代子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第２３号
長崎県諫早市多良見町化屋480番地１　深江アパート３号、旧住所東京都文京区白山１丁目27番４号　ヴィラ．ルピナス．白山302
債務者　石橋　里子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第１２２号
栃木県宇都宮市東宿郷３丁目２番５号　コーポルベーレ205号
債務者　廣澤　　実
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係